

I

米欧的現代文明は、領土支配的主権篡奪による植民地獲得競争の終熄してしまつた後の産業中心の進歩体制の行きづまりに直面し、同時に自他の共通の生態的自然侵害のつけの累積した矛盾の惨憺たる結果を露呈するにいたつた。他民族収奪から大規模自然収奪へと進んだのであつたが、戦争もまた大量破壊・大量殺戮兵器を加えつつ、自己エネルギーの破局的暴発を急激に激化させて、攣縮的に繰返すにいたり、ついには多様な理由から国境をも越え世界帝国内各地で無差別的テロを続発させるレジスタンスを惹き起し、文明の破局的様相を呈するに至つた。新ミレニアムはその冒頭をなす21世紀初頭から、新しい至福のためのその包括的かつ根底的な解決の工夫が緊要不可避の課題となっている。

安全学研究所は既に1986年の『安全学索隠』の中で、まず安全概念を正すところから始めて、歴史的な反省の下に比較文化的な観点をも加えた安全理念を根本に据えて、経済やエコノミーの語の真義をも問い直しつつ、技術的難問をも包括的な技術倫理問題としながら解決の具体的処方を見出そうと努力した。

安全問題には、食糧や医療問題、公害問題を含む環境問題や生命倫理問題に加えて、古来の国家間及び市場間の相克葛藤や両者間の矛盾、貿易商人や牧畜民などの略奪、農民の拡張的侵略、またそれらに対する防衛問題や国境問題、国益をめぐる国際紛争や文化をめぐる民族紛争などが相変わらず含まれるのであるが、それに西欧的特徴である個人と国家、**privacy** と **publicity** 間の厳しい葛藤も加わっている。

今、安全学研究所を、これらの問題の解決という包括的積極的目的のために、高いレベルでの安全運動の根拠とすべく、公的に開かれた特定非営利活動法人組織を形成しようとするのであるが、実はすでに1990年代初めに諸先生方の期待とご尽力の下に、財団法人安全学研究所としての準備の会合を重ねたのち、日本経済の破綻のあおりを受けて頓挫してしまつた前史がある。その後今日まで少数の有志が執筆、講演などの活動を続けてきたのであるが、現今の **catastrophic** な世界史的状况に加え、科学技術の驚異的急展開による

否応無しの日常的脅威にも迫られて、安全学を切実に要求する一般的趨勢に鑑みて、もはや逡巡を重ねて機を失うことなく、直ちに正しい安全のための本格的活動に踏み切るべきであると思うに至った。

今や、安全問題解決の要請は単に日本だけに止まるものではない。ただ米欧的先進国では未だその正しい包括的理解が得がたいままなのである。従って、われわれはこの活動を日本に始まる運動として全世界に広めるべきであると思案せざるをえないのだが、その組織の形は財団法人よりも特定非営利活動法人が相応しく思われる。その根拠及び蓋然性はそもそも安全という概念、平たく言えば言葉の意味そのものからして明らかである。

II

安全はその字の通り、“全を安ずること”即ち案じ按ずることであり、片々たる事物や断片的行為など一面一点に偏ることなく、全面的、全体的という際のその“全”にかかわるものであって、現実には能う限りの安分であるにせよ、加算的総計としてではなく一体的総合の下に位置づけながら、一様的に均質化し同質のものとするのではなく、多様を多様のままに全て包容するものでもある。科学の中の生物学、時にまた生態系の意味まで含めて生態とも訳される **ecology** 的発想の広く受け入れられている現状では、系統的かつ全体的思考も個別的な存在思想をゆるめつつある。総じて漢字文化圏的発想からの価値の再認は 20 世紀までの文明の根本的反省を促すが、したがって、安全学の研究や普及を通じてわれわれは新しく概念規定されたこの安全をこの文化圏から欧米的な現代の全世界に向かって新理念として顕示し広通させてゆくべき責めをさえ感ずる。

この頃日本にも流行り通用しているのはリスクの語でありリスク思想であるが、安全思考からすれば **danger** が **risk** と捉え直されただけの不得要領な米欧的安全観念のままであると言わざるをえない。それは結局 **safety** や **security** の両語に象徴されるが、知らず知らずに退嬰的安全確保思想と「リスク」軽減万能思想の無思考的両極分解分離状態に陥っている。漢字文化圏民族としては ^{いまだ}未^{いら}しの焦立ちを抑えることができない。米欧的なリスク的発想は安全に真正面から取り組みうるものでは全然ない。損失回避のリスク問題化は安全追究ではなく、その反対の求利という根本原理に立ったままの量的進歩思想の逆説的延長以外の何物でもない。保険という理解不能な訳を与えられて

いる insurance は狂瀾を既倒に廻らす策ではあっても、その sure は敬天愛人的 secure 即ち全人的レベルでの放下放念でも慈善慈悲の行でもなく、商人的算盤上の sans souci に外ならない。それが碁盤上の烏鷺の争いと異なるところは博奕的真剣の凄味のあるなしである。しかし非情な商業的勘定においてはすべて損害は金銭的損失となるが、そのような損失は補償契約によってまるまる担保されるのである。かつて、『安全学索隠』公刊以前には、事々に安全が問われねばならなくなった世情の中で、安全の問いは殆ど常に「安全か危険か」という二者択一的発問に始まった。安全ならば危険でなく危険ならば安全でない——というわけで、如何にして妥当に安全を測り図るかという中間の真正の安全の道はまるでありえないかのような有り様であった。1986年のその本の出版はそのような「危険」意識のままに、非行動的で工夫加工排除の切り込み突っ込みのない出来合い事物の、取捨的二項選択のみにしか帰結しない、まだ行為的な risky 意識に移ることもない問題意識のものの、安全論議盛行の中での安全学の索隠の提唱であった。

索隠とは易経の中の探蹟索隠^{たんさくさくいん}という対句の一方であるが、安全を切に深く探蹟すべく未だ形を顕わさざるそのための安全の学こそまづ遠く広く索隠されるべきであると考え、その著作公刊をもって真義の安全を否定する矛盾背反的悪縁起を払った安全の研究とそのための学形成の嚆矢的端緒ともしようとしたのである。

安全とは化易^{かえき} 変通の理を明らめ筋肋を整えていのちの道をゆくことの謂であると言っても過言ではないが、安全とは危険のないこと危険でないこと、結果的に無事であること、英語などを通じて従来理解されてきたような safe、not dangerous、no risk などということではない——ということはもはや世に受け入れられてもいるところである。

III

交通の安全は工事現場で‘安全第一’スローガン入り緑十字を掲げる労働災害排除の安全とともに、もっともよく知られた安全問題であるが、それらの安全は食物などの買物の際のあれかこれかの事物撰択的「安全」もしくは無事息災、無事安泰の意味の似て非なる「安全」ではなく、行為行動を動かし難い絶対条件とする言葉の真の意味での安全問題すなわち「所期の目的を達して尚かつ遭難、遇害せぬこと」という意味のものなのである。食物などに

ついでという際の「安全」も実は人がそれを食べたり用たりしても遇害しないかどうかの安全問題なのである。しかしそれにもかかわらず、安全が物性のような客観物に属するものであるかのように誤解して「安全か危険か」という問題設定となるのであるが、特異体質の問題を考えれば遇害の原因は単に物側に帰せられるものではないことは論を俟たない。道路交通法には正しく行為にかかわる「安全運転の義務」なるものが提示されている。交通法も法のうちであって、結果事実によって罪を裁くのが法律というものであるにしても、その違反違背を直ちに法律問題とすることは大いに問題であるが、しかし常にヒヤリハットにつきまといられる状況の中での行為について、安全に配慮し行動しなければならないことを義務とまで言い切っている、その精神こそが安全問題の精髓をなすものであるとあってよい。

安全注意を、義務づける形で喚起されざるをえないのであるが、交通災害こそまさに不幸にも飛剣危急の錯雑して殺到し殺倒する狂乱文明の悲惨な反面的半面の象徴なのである。その無理無体の義務づけは不法無法ともいえるが、それというのも、忙しく働く者、特に本命に疲れるほど立ち働かせられる者にとって、安全は卑近の切実な問題でありながら完璧な体制的安全策はあり難いことの反映であるに外ならない。この安全義務なるものは契約などに限らず一般の人間関係の根底にある信義についての信義則と同じく安全則として自然に肯定遵守されるべきものと言ったらよかろう。しかしまた特定法の中に本来、律以前の要請的根本原理が特記され違反が罰せられなければならないほどの切羽詰った現実をこそ思うべきである。

明らかに、安全は薄氷の上を進むに等しかった欧米的近代の進歩発展に替るべき確実な理念として、直ちに確立されなければならないのである。

安全は情けと同じく、特に交通安全は他人のためばかりではない。大は国家社会から小は個人にいたるまで、自らの安全を図るのみでは危うくて、自分自身の安全さえ覚束ない。無能者にはもっぱら有能者が与え施し有無相い通じながら安心をこそ得させるべく保護すべき人間的義務を負う——それが人の世というものである。安全の自己責任的義務は「すべて」の有能な主体的行為主体について言うべきもので、幼弱者や病弱者などの弱者や無力無能者などは道路に^{ふたい}負載させ労働に追いやるべきでない。それが崇高な道徳的精神に深く根ざした人間的倫理であり、安全は全ての人について言われるものながらそのような意味での全でもあって、あくまでもイデアールなベストのこ

とである。実際の現実問題としては有限的な人間の立場から求めてゆくべき限定的なベスト、いいうるならばthe best of bests in our scaleを求め続けてゆくことなのであり、有能者有責者の有責性についても決して無限責任を問いうるものではないことを忘れてはならない。勿論安全は無能者を予め排除した上で例外を許さぬことにする劃一的な法的責任問題たるべきではなく、秩序問題、倫理道徳的当為問題であってこそ、専制や独裁と峻別された真の安全問題たりうるのである。

安全は自体的即ち安全をはかることそのことそのものに存する価値を有する行為であるが、リスク軽減はリスク軽減それそのこと自体に価値があるのでなく、損益もしくは得失の比もしくは差が大きく、益得の加増に関わることの意味がある。そして「安全対策によるリスク軽減や保険契約によるリスク除去発想」には本質的異質性撥無の利益そのことへの価値一元化に究極的意味があると考えた場合にのみ、直ちに安全のための対策たりうるのである。リスクを冒して敢えて恐れずに批判的に言えば当然、その意味は金銭と人命の別をさえ無視する無意味の意味といってよい。当然のこと乍ら、安心的安全が金銭的代償によって保障されるというのは正しくない。厳密に言えば全くもって人としての大道を踏み外した価値の倒錯という外ない。金銭は一言をもってすれば本来程度量でしかない「あらぬ価値」なのである。

いま安全学研究所が広く開かれた法人として世に寄付したいのは真の安全の志向こそ安全の意味であることへの理解であるが、その動機を一言で表せば、衆知を網羅して英知を斂め、元々全員の易易にして怡々とした自づからなる全幅全般的一步半歩の向上的営為尽力をも結集して、老人幼童の道路に負載することなく、それなりの存在の力を示し、全員が経世安心の嬉々として禧々たる実果を遂げうるような世間であるべきだという願いである。

特定非営利活動法人 安全学研究所